

# 令和6年度 海洋科学高等学校 不祥事ゼロプログラム

海洋科学高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

## 1 実施責任者

海洋科学高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。

## 2 目標及び行動計画

### (1) 法令順守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）

#### ア 目標

教育公務員であるとの自覚を深め、生徒、保護者及び社会から信頼される行動をとる。

#### イ 行動計画

- ・年度当初に職員行動指針の内容を配付し、その内容について周知徹底するとともに、啓発資料等を活用して、継続的に意識啓発や注意喚起を行う。
- ・円滑なコミュニケーションの基盤となるものとしてあいさつ運動の意義を再確認し、その励行を図る。
- ・必要に応じて管理職による個別相談や聞き取りなどを実施する。

### (2) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

#### ア 目標

教育公務員としての自覚を深め、生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。

#### イ 行動計画

- ・啓発資料等を用い、継続的に注意喚起を行う。
- ・携帯電話や電子メールを利用した生徒への連絡は、教育上必要でかつ緊急性を要するものに限ることを確認し、電子メールを用いる際には必ず公務アドレスを利用することを徹底する。
- ・生徒とのSNS等による私的なやり取りを禁止する。

### (3) 職場におけるハラスメント行為（セクハラ・パワハラ等）の防止

#### ア 目標

職員が当事者意識を持って取り組み、ハラスメント行為（セクハラ・パワハラ等）を未然に防止する。

#### イ 行動計画

- ・職員が相談できずに悩みを抱え込むことがないように、啓発資料を通じて相談窓口等を周知する。
- ・必要に応じて管理職による個別相談や聞き取りなどを実施する。

### (4) 体罰、不適切な指導の防止

#### ア 目標

生徒の人権を尊重し、信頼感が育まれる適切な生徒対応に努め、体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。

#### イ 行動計画

- ・年度当初に体罰防止ガイドラインを配付し、その内容について周知徹底するとともに、啓発資料等を活用して継続的に注意喚起を行う。
- ・複数での生徒指導を徹底する。

#### (5) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

##### ア 目標

調査書や通知表の作成及び取扱い、成績処理に関するミスを防止する。

##### イ 行動計画

- ・発行書類チェック体制を確立し、計画的に業務を執行する。
- ・啓発資料等を用いて注意喚起を行い、職員の意識の向上を図る。
- ・「成績処理支援システム」又は「単位制高等学校運営支援システム」の操作はマニュアルに従って行い、複数の担当者による点検を徹底する。

#### (6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

##### ア 目標

個人情報等の不適切な取扱い及び流失を未然に防止し、情報セキュリティ対策の徹底を図る。

##### イ 行動計画

- ・情報取扱いに関する諸規程を再確認するとともに、必要な手続き等（教務手帳の一元管理、パスワード設定等）が適切に行われているか定期的に確認する。
- ・答案返却時に欠席した生徒の答案が、余った問題用紙や解答用紙と混ざらないように注意して保管するなど、試験期間中の問題用紙や答案用紙の取扱いについて注意し、適切な管理を行う。
- ・書類の保存期間や管理場所について適正に行われているか確認をする。

#### (7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転の防止、交通法規の順守

##### ア 目標

交通法規を守り、交通事故や酒酔い、酒気帯び運転を未然に防止する。

##### イ 行動計画

- ・啓発資料を配付し、交通事故防止に対する意識啓発、注意喚起を行う。

#### (8) 会計事務等の適正執行

##### ア 目標

会計事務処理（公費・私費・現金管理）に関する事故の発生を未然に防止する。備品の適切な管理を行う。

##### イ 行動計画

- ・公金等に関しての支出等の適正な取扱い方法について、再点検・処理フローの整備を行い、職員研修を通じて徹底する。
- ・備品物品の確認と管理を定期的実施し、状況の確認をする。

#### (9) 入学者選抜業務に係る事故防止

##### ア 目標

入学者選抜業務における事故を未然に防止する。

##### イ 行動計画

- ・入選マニュアルをもとに、互いにチェックできる体制の徹底を図る。
- ・職員啓発資料等をもとに、職員全員を対象にした職場研修を実施する。

### 3 検証

#### (1) 中間検証

行動計画について、令和6年10月に実施状況を確認し、評価を行う。未実施があった場合は12月末までに補完措置を講ずるとともに、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合はこれを行う。

#### (2) 最終検証

行動計画について、令和7年3月に実施状況を確認し、各目標達成について評価を行う。その結果、新たな目標設定あるいは目標修正が必要な場合はこれを行い、令和7年度の不祥事ゼロプログラムを策定する。